様式第七号（第十条の二関係）

許可番号　０４０００１１４９２

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　山口県周南市大字久米沖角田３０３５番地の１

氏　名　キチナントランスポート株式会社
代表取締役　井本　健

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事　服部　誠太郎

許可の年月日　令和　８年　６月２０日

許可の有効年月日　令和　１３年　６月１９日

１．事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）

積替え、保管を含まない。
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上３品目については、自動車等破砕物を除く。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、鉱さい、がれき類、ばいじん（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。）（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）　以上１５品目　以下余白

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

３．許可の条件

なし

４．許可の更新又は変更の状況

平成２３年　６月２０日　更新許可
平成２３年　６月２０日　変更許可により取扱品目（ガラスくず等）の追加
平成２６年１１月２１日　変更許可により取扱品目（木くず）の追加
平成２８年　６月２０日　更新許可
令和　３年　１月１８日　変更許可により取扱品目（燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、鉱さい、がれき類、ばいじん）の追加、取扱品目（廃プラスチック類、ガラスくず等）の限定の変更及び取扱品目（木くず）の限定の解除
令和　３年　６月２０日　更新許可
令和　８年　６月２０日　更新許可
以下余白

（裏面に続く）

（裏面）

5．積替え許可の有無　　有　・　(無)

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名　　許可番号

以下余白

6．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　(有)　・　無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の６０日前までに必ず管轄の京築保健福祉環境事務所で行ってください。